

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に寄与する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定
- 2 計画の位置づけ
 - 障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
 - 滋賀県文化振興条例に基づく「滋賀県文化振興基本方針」および障害者基本法に基づく「滋賀県障害者プラン」を踏まえた障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画
 - 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画
- 3 計画期間 令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）までの4年間

第2章 障害者の文化芸術活動の現状

- 1 障害者の文化芸術活動の推進にかかる社会情勢（国等の取組状況）
 - 劇場、音楽堂等活性化法(H24)およびその指針の制定(H25)
 - 障害者差別解消法の制定(H25)
 - 文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正(H29)
 - **障害者文化芸術推進法(H30)および基本的な計画の策定(H31)**
- 2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況
 - (1) 障害者の文化芸術活動の歴史
 - 近江学園での取組
 - 滋賀県の福祉施設が関わった展覧会の開催
 - ボーダレス・アートミュージアムNO-MAの開設
 - (2) 国内外で広がる活動と評価
 - 国内外の美術館やギャラリーにおいて障害のある滋賀県ゆかりの作家の作品がアール・ブリュット作品として注目
 - (3) 本県の取組
 - 「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針（ガイドライン）」の策定
 - 障害者の文化芸術活動に関する相談・支援を行う「アイサ」の運営支援
 - アール・ブリュットネットワークの立ち上げ
 - フランス・ナント市や米国・ミシガン州での展覧会事業への参画
 - 「びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」での舞台芸術鑑賞の機会の提供
 - 糸賀一雄記念賞音楽祭の開催支援 等

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
 - (1) 県の役割
 - (2) 各主体に期待される役割と連携
 - (3) 推進体制
 - 県民、地域社会、文化施設・団体、福祉施設・団体、市町との連携・協働
- 2 進捗管理
 - 滋賀県文化審議会および滋賀県障害者施策推進協議会において取組状況を点検・評価
 - 国の調査研究の結果等も踏まえ、計画期間中に評価指標を設定

第3章 基本目標と基本的な方向（柱）

- 1 基本目標
多様な人びとが支えあうことにより、障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現
- 2 基本的な方向（柱）
 - 「親しむ」
 - 「つなぐ・支える」
 - 「活かす」

第4章 施策の展開

- 1 「親しむ」

障害の有無にかかわらず、誰もがともに文化芸術活動を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実と、障害者の文化芸術活動への理解の促進

 - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進
 - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に自由な発想で表現する機会の創出
 - ◆ 障害者の作品を発表する機会の充実
- 2 「つなぐ・支える」

障害者の文化芸術活動を支える「人」づくりや、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築に向けた検討

 - ◆ 障害者の文化芸術活動を支える人づくり
 - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり
- 3 「活かす」

障害者が創りだす作品等の魅力を国内外に効果的に発信し、その魅力を通じて県民の理解を深めるとともに、滋賀県の文化力を高め、社会的・経済的価値を創出

 - ◆ 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と国内外への発信
 - ◆ 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示